

児童虐待防止アクションプラン(2021-2025)素案への意見(令和2年12月28日～パブリックコメント/意見照会)

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
1	R3.1.19	FAX	委員	0_全体	第4期(2016~2020)のアクションプランと比較し、現状と課題や評価を明記し、アクションプラン内容を記載しておりわかりやすいと思いました。	F (その他)	-
2	R3.1.18	メール	関係機関	0_全体	昨今、社会的背景の点でハイリスクの状態にある妊産婦が年々増加しており、産後うつや児童虐待が懸念される事例が増えています。P3にあるように年度別相談対応件数が増加してきていることは実感として理解することができます。このような点をふまえて、P1の各取り組みの実施状況を拝見しますと、実施率は高率にもかかわらず状況が改善していないことについてのより踏み込んだ分析が必要ではないかと思われました。児童虐待に関する周知が進んだことによる相談件数の増加と解釈される面もありますが、現場ではその面を超えた深刻な状況があります。アクションプランとその評価指標の見直しが必要な時期なのではと感じました。	D (参考)	・本アクションプランにおける指標は、目標ではなく取組実績であることから、取組率が高ければ「達成」という性質のものではありません。 ・取組が進められているにもかかわらず虐待相談対応件数が増加していることについては、それぞれの事案の個別性があることから検証が難しいところではありますが、本アクションプランは計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととしていることから、より踏み込んだ分析と指標の見直しについては引き続き検討してまいります。貴重な御意見として承りました。
3	R3.1.19	メール	委員	0_全体	児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)公布から20年を経、紙配布に止めることなく、研修会で積極的に取り上げていただきたいと思えます。	D (参考)	児童虐待防止に関する研修会を引き続き開催するとともに、他の研修においても児童虐待防止について取り上げるよう働きかけを進めてまいります。
4	R3.1.19	メール	委員	0_全体	新プランでは、多くの項目に「研修」が加えられていますので専門性の向上に大いに期待しますが、研修の実施にあたっては、日程や講師・予算の確保は具体化されていますでしょうか。	F (その他)	県においては、市町村や児童相談所職員の受講が義務付けられているもののほかにも、保育所等児童福祉施設、医療従事者向けの研修等を引き続き実施できるよう、協議しているところです。
5	R3.1.19	メール	委員	0_全体	長年取り組んでいる項目で、取組率が100%であっても、児童虐待相談対応件数が減少しない現状にあることから取り組む内容の吟味が必要と思われまます。	D (参考)	・虐待相談対応件数が増加していることについては、些細なことも通告していただくことにより虐待の重篤化を予防するという点で有用と考えられる部分もあります。それぞれの事案の個別性があることから検証が難しいところではありますが、本アクションプランは計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととしていることから、より踏み込んだ分析と指標の見直しについては引き続き検討してまいります。
6	R3.1.13	メール	委員	0_全体	当市の現状：福祉行政報告例及び県月例報告に用いる件数や活動以外の数字はカウントしていない。過年度アクションプラン取組ヒアリングの中で、当市と他市町村とは計上の考え方が異なる取組状況が複数あったが、県対協にはそのまま(当市が取り組んでいないものとして)報告された。 意見：新たな指標について、通常の相談業務内でカウントしなければならぬ項目が多数発生するため、年度当初に全取組機関が共通理解しうるような、振興局単位等でのプラン説明会があるとよい。説明会開催が難しいようであれば、実績例記載のある取組計画調書が提示されるとよい。	F (その他)	これまでの実績報告等において、市町村によって指標の捉え方や回答内容が異なっていたことは御指摘のとおりです。御提案のとおり、説明会の開催等、次期アクションプランの内容を関係機関へ周知することについて、その方法等も含めて検討します。
7	R3.1.13	メール	委員	0_全体	面前DV対応について DV防止を掲げるだけでなく、警察通告の元となる家庭内の暴力等全般について(面前DVだけでなく)、国がしつけと虐待の曖昧さを「体罰禁止」で括ったように、家庭内での暴力禁止のスタンス・スローガンを岩手で先駆的に打ち出すのはどうか。	D (参考)	普及啓発事業の在り方について、参考とさせていただきます。
8	R3.1.19	メール	委員	0_全体	例えば、児童虐待とDVの関連性は以前より専門家から指摘されている事であり、現場の不知をこの期に及んで指摘されることは研修の不備を物語るものと思えます。	F (その他)	御意見として承ります。
9	R3.1.19	FAX	委員	P1	タイトル 「性格と役割」→「アクションプランの位置づけ」 タイトル名が伝わりやすい。 第1期(2005~2010) 第2期(2011~2015) : 上記を記入し、経過がわかるように明記する	D (参考)	・御意見と「いわて県民計画」の記載を踏まえ、「アクションプラン策定の趣旨・役割」と改めました。 ・本アクションプランについては、長期的な視点でこの期間中に何をすべきかという性格のものではなく、現状を踏まえて向こう5年間何をすべきかという行動計画として取りまとめたものです。そのため、第何期という表記はしていません。
10	R3.1.18	メール	委員	P3~	最近増える傾向にあるケースとして、離婚の増加に伴い、ステップファミリー(連れ子がいる再婚)、セメントベビー(再婚した夫婦の間に生まれた子ども)にまつわる虐待が挙げられると思えます。県内の貧困率や離婚率(ひとり親家庭の数)などの資料があっても参考になるのではないのでしょうか。	F (その他)	御意見いただいた部分については、「いわて子どもプラン(2020-2024)」とその個別計画である「岩手県子どもの幸せ応援計画(2020-2024)」において対応していることから、本アクションプランにおいて詳細には触れておりません。
11	R3.1.20	メール	委員	P4	(2) 児童虐待相談対応の状況 「0~3歳」→(変更後)「0歳~3歳未満」	A (全部反映)	御指摘のとおり修正しました。
12	R3.1.13	メール	委員	P5	(3) 通告経路と対応の状況 本文中の「市町村等」の表記が、グラフでは「県/市町村」と表記が異なる。「学校」と「学校等」も同様	A (全部反映)	御指摘のとおり、表記を統一しました。
13	R3.1.8	メール	委員	P6	③接近禁止命令の対象拡大 誤解が生じないように、「児童虐待防止法第12条第1項 面会通信の全制限の場合」も条件とされている旨記載が必要と思われる。 また、③の標題についても、国資料と同じく「接近禁止命令を行うことができる場合の拡大」とした方がよいのではないかと。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、修正しました。
14	R3.1.18	メール	委員	P7	①支援対象児童等の定期的な状況把握 「保育園」→「保育所」	A (全部反映)	御指摘のとおり、修正しました。
15	R3.1.19	メール	委員	P7	3 本県における児童虐待による死亡事案の検証から 平成31年2月14日付の報告書(概要版)と記述内容が異なっています。 提言内容は報告書の文言をそのまま原文を記述した方がよいと思われ、変更する際にはその旨の説明が必要ではないのでしょうか。	A (全部反映)	御指摘の部分については、各提言について要旨をまとめたほか、後段の各項目の内容等に趣旨を反映させているところでしたが、御意見の趣旨を踏まえ、概要版ではなく報告書本文をそのまま抜粋する形に改めました。
16	R3.1.19	メール	委員	P8	①子どもの安全確保を最優先にした対応の徹底 「児童虐待による死亡事例検証報告書」P12にある「アセスメントシートの見直し」について、「改正アセスメントシート」が平成31年3月より適用となったことで、迅速的確な対応に活用されるものと期待します。	F (その他)	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてアセスメントシートを活用した演習を実施するなど、現場での実践に生かされるよう配引き続き支援してまいります。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
17	R3. 1. 19	メール	委員	P8	②保護者支援と適切な介入 概要版にある保護者に対する周知・啓発に関する項目が見当たりませんが、記述は不要でしょうか。	A (全部反映)	報告書の抜粋に改めました。
18	R3. 1. 19	FAX	委員	P8	③要保護児童対策地域協議会の機能強化 具体の検討に至らなかった理由は。	F (その他)	要保護児童対策地域協議会実務者会議において、新規ケースとして情報共有はなされたものの、取扱件数が多くその場では支援方針等について詳細を検討するまで至らなかったこと、保育施設通所が継続されていたことから、リスクや緊急性は高くないと判断したこと等が挙げられます。
19	R3. 1. 19	メール	委員	P8	③要保護児童対策地域協議会の機能強化 ⑤市町村における支援体制の強化及び専門性の向上 ⑥地域全体での児童虐待防止の取組促進 相談対応にあたる担当者はもちろんのこと、地域での見守りを担う住民とも、配置転換等による対応の空白を生まぬよう、毎年の研修会・講習会は必須と考えます。	D (参考)	御意見として承ります。 各機関において研修受講した職員が複数配置されるよう、研修の開催と受講の働きかけを継続してまいります。
20	R3. 1. 19	メール	委員	P8	④関係機関による連携強化 報告書 P10 にある保育施設との連携と乳幼児の子育て支援に従事するものを対象とした研修実施の必要性についての記述がなくなっています。研修の必要性はないとの判断でしょうか。市町村からのケース相談を受けて助言する児童相談所の体制整備を図ることも記載されていません。	A (全部反映)	報告書の抜粋に改めました。
21	R3. 1. 19	メール	委員	P8	⑤市町村における支援体制の強化及び専門性の向上 報告書 P14 に示されている子ども家庭総合支援拠点の設置・強化の取組み推進の必要性についての記述はなく、すでに充分取り組まれているという判断でしょうか。	F (その他)	報告書の抜粋に改めました。また、1-(3)-②「相談支援拠点の設置」として盛り込んでおります。
22	R3. 1. 20	メール	委員	P8	⑥地域全体での児童虐待防止の取組促進 「民生・児童委員への」→(変更後)「民生委員・児童委員への」	A (全部反映)	報告書の抜粋に改めました。
23	R3. 1. 19	メール	委員	P9	① I-(1)-① 児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知 児童虐待防止ハンドブックの改定や活用は不要ということでしょうか。 例えば、平成18年12月に作成された小中学校等教職員向け児童虐待防止パンフレットなどの活用状況はいかがでしたでしょうか。	F (その他)	現在、「要保護児童対策地域協議会運営マニュアル」を作成し、研修や日々の実務で活用されていることから、「ハンドブック」の改定ではなく同マニュアルの活用を進めていくものです。2-(2)-①「要保護児童対策地域協議会の実効ある活動」の内容に盛り込んでおります。 「小中学校等教職員向け児童虐待防止パンフレット」の活用状況については、当時の書類が保存年限を超過しており、活用状況が確認できませんでした。なお、令和元年5月に文部科学省から「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が示され、各学校等において活用されていると伺っております。
24	R3. 1. 18	メール	委員	P9	① I-(1)-①児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知 虐待防止のためには、まず予防、そして早期発見・早期対応である。それを実際に行うのは人であり、人材育成、資質向上が重要である。そのために相談支援や研修の場で活用されるのが「要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」と記されている。当アクションプランでも過去に起きた事例の検証がなされているが、県内外で虐待事例の発生が増え続けており、各機関の連携の課題や見直し、虐待の新たな発生要因などの付加、更新が随時必要と考えます。	D (参考)	要保護児童対策地域協議会実務マニュアルの更新等について、御意見を踏まえて検討を進めます。
25	R3. 1. 16	メール	関係機関	P9	② I-(2)-②中・高生の乳児ふれあい体験の実施 「補足」→「捕捉」	A (全部反映)	御指摘のとおり修正しました。
26	R3. 1. 19	メール	委員	P9	② I-(2)-②中・高生の乳児ふれあい体験の実施 家庭科の教諭が担当 かとお考えますが、教育委員会・学校において虐待防止のために重要な体験であることの認識を持つことが重要だと思います。	F (その他)	御意見として承ります。
27	R3. 1. 20	メール	委員	P9	② I-(2)-②中・高生の乳児ふれあい体験の実施 →(変更後)中・高校生の乳児ふれあい体験の充実 説明文中の「中・高生」も同様	A (全部反映)	御指摘のとおり修正しました。
28	R3. 1. 19	メール	委員	P9	③ I-(2)-⑥両親・母親学級の実施 平時であれば医療機関にお願いしてもよいのではないのでしょうか。 コロナ禍においての産婦人科・小児科の状況はどうなっていますでしょうか。	D (参考)	市町村が実施する妊産婦支援のための母子保健事業(利用者支援事業等)で実施されているものであり、育児や健康教育の場としてだけでなく、妊産婦やその家庭の状況把握や支援のきっかけとしても活用されているものです。
29	R3. 1. 16	メール	関係機関	P9	④ I-(3)-③子育てサークル等の育成・支援 「身近な相談や支援の場」→「親子の交流やピアカウンセリングの場」	B (一部反映)	御意見を踏まえ、「親子の交流や身近な相談・支援の場」と改めました。
30	R3. 1. 19	メール	委員	P9	④ I-(3)-③子育てサークル等の育成・支援 身近な相談や支援の場として重要な役割の子育てサークル等の育成・支援の具体的な内容はどのようなことでしょうか。	F (その他)	市町村によって取組み状況が異なりますが、子育て支援に関する事業の委託や共催、各団体のイベント周知等の協力を実施していると伺っております。
31	R3. 1. 19	FAX	委員	P9~10	5 前アクションプランの取組実績 「前アクションプラン」→「第4期アクションプラン」 取組率を平均とした理由は。	F (その他)	前期アクションプランの取組状況について、計画期間中の取組状況を示すために4か年の平均として示したものです。
32	R3. 1. 19	メール	委員	P9-10	5 前アクションプランの取組実績 2016年~2020年の児童虐待防止アクションに示されている具体的指標数値(実施回数や参加人数など)が、今回示された取組み状況に記載されていないので、実施状況が把握できませんでした。	F (その他)	昨年実施した第1回協議会において主な指標について報告したところでしたが、前アクションプランにおいては取組実績を記載しておりませんでした。しかし、次期アクションプランの策定にあたり、取組状況の評価も踏まえる必要があることから、全体の取組状況を示すとともに、取組の低い項目について検討を加えたところです。実績報告の実施方法については関係機関からも御意見をいただいていることから、次期アクションプランにおいては実績のとりまとめも含め、実績報告とその分析のあり方についても検討を進めてまいります。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
33	R3.1.13	メール	委員	P10	(4)「虐待の再発を防止する」 当市の現状：施設入所に至った時点で、市ケースとしては終結する。家族再統合や在宅きょうだい児については、児相から支援依頼や対応指示があった場合に再起票して係属している。 意見：県要対協から市町村要対協へ、措置児童（施設入所児童）登録の要否及び主担当の考え方について基準を示してほしい。市ケースとしての終結を可とするのであれば「散見されました」という否定的な表現は変更してほしい。	B (一部反映)	・措置児童等は要保護児童であることから、当然のことながら要対協において管理されるものですが、管理ケースとしての登録や主担当機関の決定については実務者会議や個別ケース検討会議において協議されるものです。 ・一部市町村において、児童相談所が係属したという理由のみをもってケースを終結しているものがみられたことから、その旨を記載したものです。すべての市町村に当てはまるものでないことと、市町村においてアセスメント等により適当であると判断できるケースの終結を妨げるものではないことから、「児童が里親委託や施設入所措置された場合、保護者やきょうだいは引き続き地域で生活しているところであることから、要保護児童対策地域協議会における状況把握と必要に応じて家庭への支援を継続するとともに、地域の関係機関の参画により家族再統合に向けた取組みを進めることが必要です。」と改めました。
34	R3.1.19	メール	委員	P10	(2)「虐待を早期に発見する」 (3)「虐待の相談機能と対応を充実する」 ・新型コロナウイルス感染症対策のために中止・見送りという記述が何か所か見受けられますが、4月の国からの「子どもの見守り強化アクションプラン」を受けて、コロナ禍における代替案はなかったのでしょうか。同様に「民生委員の改選のため研修が実施できなかった」という記述も別ページありますが、いずれも「だからこそ」研修が必要ではないでしょうか。（従来の研修会形式にこだわらない少人数・多回数開催など感染防止対策を講じるなどして） 尚、4月の「子どもの見守り強化アクションプラン」を受けて、岩手県要保護児童対策地域協議会の開催は必要なかったでしょうか。	D (参考)	・「子どもの見守り強化アクションプラン」については、市町村の要保護児童対策地域協議会が主体となって地域の見守り強化を進めるものとして示されたものであり、県においては各市町村の取組状況を確認したところです。なお、第1回協議会において、同プランについて情報提供しております。 ・研修実施主体により対応は異なりますが、県が委託実施している児童虐待対応関係の研修は、感染防止に配慮しながら可能な限り開催を進めているところです。
35	R3.1.16	メール	関係機関	P10	IV-(2)-②要保護児童対策地域協議会による支援 児相と市町村ケースの管理ケースの一本化の必要も記載してはどうか。	B (一部反映)	御意見を踏まえ、要保護児童対策地域協議会の継続的関与を求める記述に改めました。
36	R3.1.8	メール	委員	P10	IV-(2)-②要保護児童対策地域協議会による支援 2行目の「児童相談所が主担当としてケース管理されているもの」を取る。	A (全部反映)	御意見のとおり修正しました。
37	R3.1.19	FAX	委員	P11	①県民による早期発見と通告 「-」の標記は通告はなしなのか？	F (その他)	通告件数等については、「取組率」として示すことができないため「-」としたものです。
38	R3.1.19	FAX	委員	P11	児童虐待防止アクションプラン（2016～2020）取組状況 対象機関とは、第4期プランのP8以降の取組主体のことか？何を指しているかわからない。	F (その他)	お見込みのとおりです。御指摘を踏まえ、「取組対象機関数」と改めました。
39	R3.1.19	FAX	委員	P12	①児童養護施設等の機能の充実 第4期プランではカウンセリング・心理療法の実施回数が指標となっているが、「-」の理由は？	F (その他)	県内全ての乳児院・児童養護施設において、心理療法等が実施されていることから、各年度の取組率を「100%」と追記しました。これに伴い、各年次の平均取組率も修正しました。
40	R3.1.19	メール	委員	P13	III 関係機関等の主な役割・機能 ・役割や機能を果たすための研修が必須と考えます。 ・社会福祉協議会の位置づけはどこになりますか。 ・ハイリスクケースの把握と対応が重要ではありますが、把握された側、対応された側の心理への配慮を是非お願いします。一人親だから、若年出産だからという決めつけで行われる養育者への指導支援が養育者のストレスを高め、子どもへストレスをぶつけたり、本当に困った時に相談し難くしてしまったりすることもあることを十分に認識していただきたいと思えます。	D (参考)	・社会福祉協議会においては、地域によって内容は異なりますが、子育て支援や生活困窮者事業を始めとした地域福祉活動において重要な役割を担っています。関係機関として追加しました。 ・養育者への指導支援のあり方について参考とさせていただきます。関係機関間で共有させていただきます。
41	R3.1.12	メール	関係機関	P13	III 関係機関等の主な役割・機能 市町村 ○の8番目 「○虐待やDV又はそれらのおそれのある児童の保育所への入所決定」とありますが、当市では保育所の空きに余裕があるわけではないので、虐待担当からすれば保育所に入所させたいところですが、保育担当からすれば虐待やDVの理由だけでの入所決定は難しいこともあります。 「入所支援」ぐらいの表現であれば当市の現状には合っていると思われるます。	B (一部反映)	・保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて（平成15年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日付雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、市町村は児童虐待やDV被害の防止の観点から児童の優先入所の措置を講じることが求められているため、保育担当も虐待担当と同様の認識で子ども家庭支援に当たっていただきたいところです。 ・国通知に合わせ、「入所決定」を「優先入所」と表現を改めました。
42	R3.1.20	メール	委員	P13	III 関係機関等の主な役割・機能 市町村（児童福祉担当課・母子保健担当課） ○要保護児童対策地域協議会調整機関の運営 ・調整機関を運営するのではなく、調整機関として要対協を運営することだと思いますので、「要保護児童対策地域協議会を調整機関として運営」に変更してはどうでしょうか。	B (一部反映)	御意見を参考とし、「要保護児童対策地域協議会の調整機関」と改めました。
43	R3.1.20	その他	委員	P14	III 関係機関等の主な役割・機能 県教育委員会、市町村教育委員会、学校 ・「○スクールソーシャルワーカーとの連携」を追加 ・「保護者」は「児童生徒」ではないか ・「ハイリスク」は学校等ではなじみのない表現であるので、「ハイリスク及び虐待の疑いのあるケース」等の表現はいかがか（文部科学省からは「ハイリスク」に限定せず通知を求められている）	B (一部反映)	御意見を踏まえ、 ・スクールソーシャルワーカーとの連携を追加 ・「保護者」→「児童生徒及びその保護者等」へ修正 ・「ハイリスク」→「児童虐待の疑いやハイリスクケース」へ修正
44	R3.1.8	メール	委員	P14	III 関係機関等の主な役割・機能 「警察」 「協定に基づく相互連携」について、追記してはどうか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、「福祉総合相談センター・児童相談所」を「警察」の項目に追記しました。
45	R3.1.16	メール	関係機関	P14	III 関係機関等の主な役割・機能 保育所等の主な役割・機能に「子どもの育ちの経過の確認と見守り」を加えてはどうか	A (全部反映)	御意見を踏まえ、追加しました。
46	R3.1.13	FAX	委員	P14	III 関係機関等の主な役割・機能 「警察」の主な役割・機能について、警察ではハイリスクケースのみを把握しているものではないため、他機関の記載を踏まえて「児童虐待の把握と迅速な通告」と変更してはどうか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、「迅速な通告・情報提供」と改めました。
47	R3.1.13	FAX	委員	P14	III 関係機関等の主な役割・機能 「人身安全」という言葉は警察ではスタンダードになっているが、県民に周知されている言葉か不明であるほか、アクションプランの中でここにしか出てこない言葉である。「人身安全」→「児童虐待」でいいのではないか。	B (一部反映)	児童虐待に限らず、DV対応も含めた表現として「人身安全」と表記したのですが、御意見を踏まえ、「児童虐待やDVなど」と表記を改めました。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
48	R3.1.13	FAX	委員	P14～	Ⅲ関係機関等の主な役割・機能 「県教育委員会等」「警察」「保育所等」の主な役割・機能欄に「ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告」との記載があるが、必要に応じた通告という書きぶりでは通告しないことも考えられる。児童虐待を認知した場合には通行しなければならないとされていることから、警察を除き、「ハイリスクケースの把握と迅速な通告」と変更してはどうか。	B (一部反映)	御意見を踏まえ、他の機関の通告等についても「迅速な通告・情報提供」と改めました。
49	R3.1.19	FAX	委員	P16	Ⅳ 関係機関の関連図 ・司法機関と警察は機関が別だと思えます。 ・第4期プランでは「子ども・家庭」と記載していたが、「子ども・家族」とした理由・意図は？	F (その他)	・「司法機関」→「捜査機関」と改めました。 ・「家族」の記載については、祖父母や別居家族も含めて子どもを養育するということを意図したものでしたが、支援対象として捉えたときには「家庭」の方がふさわしいと思われるので、従前の記載に戻し、「家族・親族」を「子ども・家庭」を取囲む形で関連図に追加しました。
50	R3.1.16	メール	関係機関	P16	Ⅳ関係機関等の関連図 「児童館」を加えてはどうか。	C (趣旨同一)	P14の関係機関と同様、保育所等の項目に含めているところです。「保育所、幼稚園、認定こども園等」と改めました。
51	R3.1.20	メール	委員	P16	Ⅳ関係機関等の連携図 「社会福祉協議会」を追加	B (一部反映)	御意見を踏まえて追加しました。
52	R3.1.19	FAX	委員	P17	1 虐待の発生を予防する 10行目「機運醸成」→「意識づくり」や「意識の醸成」 機運とは時のめぐりあわせ、物事をなす時期であり内容に沿わない。	A (全部反映)	御指摘を踏まえ、「意識の醸成」と改めました。
53	R3.1.19	メール	委員	P17	虐待の発生を予防する以前より、取組の主体欄で民間団体が（ ）書きになっていることについて違和感があります。民間団体の位置付けをどのようにお考えでしょうか。 CAP岩手は行政との協働を願っていましたが、いわて保健福祉基金などの助成事業には活動のための人件費が認められず、保健福祉活動は無償ボランティアでという姿勢を感じます。民間企業の助成金獲得や震災時の日本ユニセフ協会の支援を受けての「人権教育を子ども達に届ける」というCAP事業が、岩手県では関連機関との協働に結びつきませんでした。 特に、教育委員会は各校の校長先生の判断に委ねるとし、各学校は教育委員会の判断を仰ぐという堂々巡りの状況でした。人権教育を長年実施しているという学校において、いじめや体罰が繰り返され、子どもたちの性被害が憂慮される現状において、第三者機関による研修をより積極的に導入、支援すべきと思います。	D (参考)	・民間団体の位置づけについては、括弧書き等の何らかの意図はなく、今回は従前の記載を踏襲したところがありました。御意見を受け、補助や間接的な位置づけの機関を括弧書きとしました。 ・行政との協働、学校における研修については御意見として承ります。
54	R3.1.19	メール	委員	P17-18	①児童虐待防止リーフレットの作成配布 ④マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 ・④について、具体的な取り組みを教えてください。 ・①④に関連して、リーフレットは、記載内容に変更があった場合にはすみやかな更新が求められ、また、いつ・どこで・誰を対象に・どれぐらいの部数を配布するか、いずれにせよ限られたものになると思われます。 ・令和元年度、岩手日報朝刊連載企画として、児童虐待防止キャンペーン広告が4度にわたって掲載され、多くの県民が目にしたことと推察されます。広告記事はその後パンフレットにまとめられました。岩手県は、このような民間の取り組みを支援する、または県が主体となって企画するといったお考えはありますか。	D (参考)	・県では、県ホームページのほか、Twitter、県政テレビ「いわてわんこ広報室」や、ラジオの「岩手県からのお知らせ」、文字データ放送を活用した啓発を行っています。 ・リーフレットについては、電子媒体による提供も含めて、その活用方法について検討を進めてまいります。 ・新聞連載企画や意見広告等については、その企画や記事内容について、県からも意見・助言を行ったうえで掲載に至っております。今後も、県・市町村のほか、要保護児童対策地域協議会の各構成機関における企画等も含め、引き続き、広報を活用した啓発に努めてまいります。
55	R3.1.19	メール	委員	P18	②体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施 日常的な啓発の具体的方策はどのようなものでしょうか。 スウェーデンでは、牛乳パックに『暴力を使わない育児法に関する情報』を印刷し啓発キャンペーンをして体罰防止に効果があったとも聞いています。	F (その他)	・子ども家庭支援に関する研修会や講座等において体罰禁止規定、なぜ体罰がいけないのか等について取り入れていきます。 ・啓発キャンペーンの方法について、参考とさせていただきます。
56	R3.1.20	メール	委員	P18	③オレンジリボン・キャンペーンの実施 ・指標について (変更後)活動回数	A (全部反映)	御意見を踏まえて「活動実施回数」を追加しました。
57	R3.1.19	FAX	委員	P18	③オレンジリボンキャンペーンの実施 11月はDV防止の運動月間でもあり、一体となった取組みについても追加してはどうか。	B (一部反映)	御意見を踏まえ、内容に追加しました。
58	R3.1.13	メール	委員	P18	③オレンジリボンキャンペーンの実施 普及啓発への参加や一般向研修への講師派遣について、児相職員は最前線であり、最前線の精鋭を引き上げて一般向業務に対応させるのはC/P的かどうか。児相は普及啓発ではなく介入支援に専念する。 普及啓発の中身はもう10年以上同じ。新たなスタイル、工夫が欲しい。ティッシュを見て通告したというのは聞かない。予算の課題はあるがスポットCMや新聞一面広告(近畿6県共同でかつて実施)など打ってはどうか。	D (参考)	・児童相談所の業務は、児童相談所運営指針第3節において、介入を含めた相談援助活動に加え、「研修の開催、関係機関等に対する技術的支援、児童虐待防止に関する普及啓発」についても記載されておりますので、管轄地域における各種活動について引き続き対応をお願いします。 ・普及啓発事業の内容については、参考とさせていただきます。
59	R3.1.16	メール	関係機関	P18	④マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 「全国共通ダイヤル」→「虐待対応ダイヤル」	A (全部反映)	御指摘のとおり修正しました。
60	R3.1.20	その他	委員	P18	⑤児童に対する人権教育の強化 指標について、学校での実施を求めるものであれば、回数ではなく実施率(実施校/学校数)等の割合がよいと考えます。	A (全部反映)	御意見のとおり修正しました。
61	R3.1.20	メール	委員	P18	①総合的な相談支援の充実 ・指標について 「・・・の設置状況」→(変更後)「・・・の設置市町村数」	A (全部反映)	御意見を踏まえて修正しました。
62	R3.1.27	メール	パブコメ	P18	②思春期健康教育の実施 特定妊婦の支援を通して、妊娠に気が付かなかった、性行為はするが避妊はしていない等の状況を垣間見ることがあり、市町村の出前講座だけでなく、学校教育の中で、性教育をどのようにするか、しているかも指標に入れ込んでいただきたい。また、支援学校における性の教育の実態も把握し、どのようにしてか検討も必要と考えます。特定妊婦の中には知的障害の母親が多数受理されていると思います。保健所毎の事例検討会でも事例に出されるのは、知的障害・精神疾患の母親が多い状況です。	D (参考)	学校教育課程の内容に関わる部分になりますので、特定妊婦支援の1つとして性教育の必要性があるということについて、御意見として承ります。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
63		メール	パブコメ	P19	③中・高校生の乳児ふれあい体験の充実 「赤ちゃんふれあい体験」を施策に取り入れたころには、赤ちゃんに振れたこともなく出産する母親が13%いたということで本事業が始まったと記憶している。 それから20年以上たっているのに、指標は第一子を出産した母親のふれあい体験受講率もいれたらいいか。母子健康手帳の発行時か、出生届けなどで把握すれば実施できると思われる。	D (参考)	妊産婦の出身市町村で実施される取組について、現住市町村の指標として計上することになるため、各年次の取組指標に設定することは難しいと考えます。 なお、妊産婦の中高生期の教育状況を参考とすることは、その後の支援において有用と思われるので、事業等の参考とさせていただきます。
64	R3.1.19	FAX	委員	P19	⑤妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実 内容と指標に「要対協」と記載していますが、別の項目では「要保護児童対策地域協議会」と記載しており、あわせて方がよい。	A (全部反映)	同項目内で繰返す場合や指標部分において「要対協」と略して使用します。
65		メール	パブコメ	P19	⑨産後うつ病対策の強化 産後うつスクリーニング(E P D S)を岩手県として導入して10年以上になります。研修会や体制検討会などを通し、県内市町村、産婦人科医療機関でのE P D Sの導入率は平成21年には100%になっています。 当たり前に実施するようになった岩手県ですので、指標を検討した方がいいのではないかと思います。 例えば、E P D S 9点以上の産婦 赤ちゃんへの気持ち質問票3点以上の産婦 医療機関からの要フォロー者連絡数(率) 岩手県は、市町村も医療機関もE P D Sのみでなく、3つの質問票の導入をしています。このことは児童虐待の早期発見に大きな意味を持っています。 実施率を指標にするのであれば、3つの質問票実施機関数としていただきたいです。	B (一部反映)	EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)9点以上の産婦等については、各市町村において特定妊婦(産後は要支援世帯)として支援対象とされており、本項目は、相談体制強化を目的としていることから、御意見を踏まえ、EPDSに限らず、赤ちゃんへの気持ち質問票と育児支援チェックリストを含めた、3つの質問票を実施している機関数と改めました。
66	R3.1.16	メール	関係機関	P19	⑩産前・産後ケアの充実 内容・指標ともに具体的でない。	D (参考)	御意見を踏まえ、内容については「安心した出産や育児ができるよう、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業等の支援を行う」に、指標については「産前・産後サポート事業の利用実人数/延べ人数、産後ケア事業の利用実人数、延べ人数」と改めました。
67	R3.1.19	メール	委員	P19	⑩産前・産後ケアの充実 民間団体が活動していますが、取り組みの主体には入っていません。コロナ禍で里帰り出産が規制されるなどの心配がありました。民間団体との連携で産前・産後ケアの重要性を十分に認識した具体的な取り組みをお示しいただきたいです。	B (一部反映)	市町村が実施する産前産後ケア事業を想定しております。各市町村においては、民間団体への事業委託や連携等を進めているところですので、ご意見を踏まえて取組団体に民間団体を追加しました。
68		メール	パブコメ	P19	⑫周産期医療情報ネットワーク イーハトーブに産後のメンタル連携システムが入っていますが、その連絡状況も指標に入れていただくと助かります。 また、イーハトーブの連携のみでなく、保健所等が介入して市町村と医療機関の連絡会議、ケース会議を実施していますが、そのことがまじく医療連携だと思えますのでその実態も指標に入れていただくことは可能でしょうか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、連携を踏まえた「市町村と医療機関との連携会議開催数」「ケース会議の開催数」としました
69	R3.1.9	メール	委員	P20	(3)子育て家庭への支援の充実 子どもの障害は児童虐待のハイリスク要因であることが指摘されている。育児不安やストレスの増大、子育ての孤立化は子どもに障害があることでより影響が大きくなる。「障害のある子どもの実態把握と関係機関との情報提供」を上げる必要はないだろう	A (全部反映)	御意見を踏まえ、「病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報提供」を項目として盛り込みました。
70	R3.1.8	メール	関係機関	P20	①子育て支援情報や相談機能の充実 指標に「相談件数」とあるが、どういうものをカウントすることを想定しているか。 虐待相談なのか、子育てにかかわるすべてなのか(どの程度のものを相談としてとるか)	F (その他)	虐待に限らず、育児相談等も含めた件数を想定しています。通常、子ども家庭相談において起票・各種統計において計上するレベルでお考えください。
71	R3.1.13	メール	委員	P20	①子育て支援情報や相談機能の充実 内容欄には「SNSを活用し・・・相談機能の充実を図る。」とあり、指標欄は「相談件数」となっている。具体的には、どの機関で扱ったどのようなSNS相談件数をカウントするのか。	F (その他)	SNSによる相談件数に限定するものではなく、各取組主体で実施している「子育てサポートセンター」、「子育て支援センター」、「すこやかメール相談・相談ダイヤル」などにおける相談件数を想定しています。 ・内容の2つ目について、「子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る」に改めました。 ・指標の1つ目について、「いわて子育てiランドのホームページ閲覧件数」と改めました。 ・指標の2つ目について、「子育てサポートセンター、子育て支援センター、すこやかメール相談・相談ダイヤルにおける相談件数」と改めました。
72	R3.1.16	メール	関係機関	P20	④預かり支援の実施 体制をとりたくても受け皿(乳児院・児童養護施設)に限りがある現状。受け皿の対策を盛り込まなくてよいのか。	F (その他)	御指摘の部分は、乳児院等の施設に限らず、里親も含めた身近な地域で預かることができる体制を整備することに言及しているところです。
73	R3.1.13	メール	委員	P20	④預かり支援の実施 内容欄には「体制整備を進める」とあり、指標欄は「実施件数」となっているが、指標の具体は、体制整備した市町村数か?預かった実児童数か?	F (その他)	現状では、全ての市町村において事業が実施されているところではないことから、体制整備を進めることを主眼として、指標を「事業実施市町村数」と改めました。
74	R3.1.8	メール	関係機関	P20	⑤貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 貧困状態にあることをどのように把握することを想定しているか。貧困状態とはどの状態を想定しているものか。※指標の「対象世帯」とは生保世帯?児扶受給世帯?	F (その他)	具体的な指標として、児童が含まれる「要保護世帯数」、「準要保護世帯数」、「ひとり親世帯数」、児童が含まれる「家族介護等世帯数」(家族の病気や障害により家庭支援を要すると認められる世帯数)を設定しました。
75	R3.1.13	メール	委員	P20	⑤貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 当市の現状:「経済的に生活が困難な子どもの状況を把握」はしていない。 意見:「対象世帯」の基準を示してほしい。	B (一部反映)	具体的な指標として、児童が含まれる「要保護世帯数」、「準要保護世帯数」、「ひとり親世帯数」、児童が含まれる「家族介護等世帯数」(家族の病気や障害により家庭支援を要すると認められる世帯数)を設定しました。
76	R3.1.20	メール	委員	P20	⑤貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 ・指標について 貧困状態の子どもの定義は様々ありますが、ここでは、何の数字をもって対象世帯数とみる予定でしょうか。	F (その他)	具体的な指標として、児童が含まれる「要保護世帯数」、「準要保護世帯数」、「ひとり親世帯数」、児童が含まれる「家族介護等世帯数」(家族の病気や障害により家庭支援を要すると認められる世帯数)を設定しました。
77	R3.1.19	メール	委員	P20	⑤貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 関係機関とは具体的にはどの機関でしょうか。 指標が「対象世帯数」ということには違和感があります。把握と情報共有ができていくかという指標はありませんか。	D (参考)	子どもや家庭に関わる業務を行う機関・団体等を幅広く想定しております。
78	R3.1.20	メール	委員	P20	⑦子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援 ・指標について (変更後)箇所数	A (全部反映)	各市町村において、地域で活動している団体やその活動内容を把握することも意図しているため、従前のおりとします。
79	R3.1.16	メール	関係機関	P20	⑧民生委員等における地域見守り活動等の充実 この指標は民生委員が主催のサロンか?サロンに支援に入った活動数か?	F (その他)	この指標では、民生委員が主催する場合に限らず、地域での支援活動全体を意図したものです。「活動事例、子育てサロンの実施(主催・支援)数」と改めました。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
80	R3.1.19	メール	委員	P20	⑧民生委員等における見守り活動の充実 民生委員・児童委員の地域見守り活動は大きな力になると思われる。『毎月の活動報告』に入れてもらってはどうか。または、半年ごとに報告いただくことでもよいと思われる。民生委員は高齢者中心の活動が多いので、児童委員の部分を活動の半分ほどにしなければならぬ今の社会の状況であると思っている。	D (参考)	いただいた御意見について参考とさせていただきます。
81	R3.1.13	メール	委員	P20他 概要版	⑨東日本大震災津波で被災した子どもたちの支援、配慮した相談支援の推進 見出し等に「東日本大震災津波で被災した・・・」と表記されているが、「震災の影響」を前面に出すのは10年経過もあり控えてはどうか。ただし、被災の影響は親世代、子世代にもまだ継続してあることを否定するものではない。本文中には「震災体験等、心のケア」等の表現は残して良いと考える。 ついでに見出し語を、より大きな括りとして「トラウマに配慮した支援・ケアの実施(継続)」というような表記にし、内容欄に「震災や種々災害、被虐待等のトラウマ体験に配慮した支援・・・」というふうにしてはどうか。	B (一部反映)	御意見いただいた部分については、本アクションプランのマスタープランである「いわてこどもプラン(2020-2024)」において、「第3章(4)東日本大震災津波からの復興を推進する」において要保護児童への支援を行うことに対応するものです。 この項目においては、震災津波被害に留まらず、これまでの被災児童等への支援の知見を活かし、他の自然災害や虐待被害等のトラウマ体験に対する支援についても充実を図ることを意図しています。 内容について「東日本大震災津波による被災した子どもや家庭への支援に加え、」を冒頭に追加しました。
82	R3.1.13	FAX	委員	P21	①県民による早期発見と通告 「児童福祉法第25条」→「児童福祉法第25条第1項」	A (全部反映)	御指摘を踏まえて改めました。
83	R3.1.13	メール	委員	P21	①県民による早期発見と通告 内容欄は、県民の通告を促進することであるが、指標は対応件数である。通告増(変化)を測る指標は受付(受理)件数しかない。対応件数は児相・市町村の調査活動(対応状況)によって数値は変動する。	B (一部反映)	御指摘のとおり、「通告受付件数」と改めました。
84	R3.1.19	メール	委員	P21	②虐待を早期に発見する ・「児童虐待の防止に関する法律」を知らない県民が多いと思われる、危機感が感じられません。 また、オレンジリボン街頭キャンペーンにおいて、近所の子どもを心配しているがどうしたらよいかという声をかけられたこともあり、近所の子どもを心配する地域の人が気軽に相談できる機会があると良いと思われまます。 ・地域の人のまなざしや見守り活動が監視活動にならないように、児童虐待に関する理解を促していただきたいと思ひます。叱咤激励ではなく、養育環境や養育者が抱える悩みなどへの寄り添いを心掛けられるようにと思ひます。 ・国の子どもの見守り強化アクションプランでは、国等の支援として「民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援」とありますが、このような国の支援を積極的に利用する計画はありますか。	F (その他)	・御意見として承ります。 ・民間団体等の活動経費等を支援することについては、市町村に対する国庫補助事業が設けられており、その活用も含め、県から情報提供等を行っているところです。
85	R3.1.13	メール	委員	P21	②民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携と対応力の強化 民児委向けの研修講師は、市町村要対協事務局(民児協委員、振興局職員等)の役割としてはどうか。福祉司養成業務であれば児相職員派遣はOK。	F (その他)	児童相談所は、自らの資質向上に留まらず、関係機関等に対する技術的支援など、地域の支援者の資質向上においても重要な役割を担っていると考えますので、引続き対応をお願いします。
86		メール	パブコメ	P21	③特定妊婦の早期把握と要対協への登録 指標が、家庭訪問等を実施した特定妊婦? 特定妊婦は、妊娠時に、ハイリスク妊婦として把握し、虐待斑でリスクアセスメントし要対協受理となるかと思ひます。 各保健所の事例検討会に出席すると特定妊婦の受理がバラバラな感じがしています。要支援児童とは別な指標として把握した方が明確になると思ひます。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、「要支援家庭」と「特定妊婦」とを分けました。
87	R3.1.20	メール	委員	P21	③保育施設等の職員に対する研修等の充実 対象が保育所や幼稚園、児童クラブ等、様々な施設の職員を対象としており、指標としている研修や情報提供も様々な形での実施が想定されますが、指標で実施回数を年1回以上と少ないのはどうしてでしょうか。	F (その他)	保育所等職員向けの研修は毎年開催していても、「児童虐待」をテーマとしていないところがみられたため、年1回以上は児童虐待をテーマとした研修を開催してもらおうという意図したものでした。しかし、この表現が1回やれば良いと受け止められるおそれもあることから、回数表記は削除しました。
88	R3.1.8	メール	関係機関	P21	④市町村内部における情報共有の促進 ⑤ライフライン関係機関との連携 要対協登録ケースについて、滞納情報等の共有(情報照会)は行っていませんが、どのように共有することを想定しているか。	F (その他)	各自自治体で実情が異なることから、一律でこうすべきというもの示してはおりません。件数は多ければいいというものではありませんが、支援が必要な世帯の情報が調整機関に伝えられる仕組みを各市町村で作ってもらいたいというものです。
89	R3.1.20	メール	委員	P21	④市町村内部における情報共有の促進 ・指標について (変更後)確認件数	A (全部反映)	情報共有を実施した「世帯数」と改めました。
90	R3.1.16	メール	関係機関	P21	④市町村内部における情報共有の促進 ⑤ライフライン関係機関との連携 庁内で個人情報の共有ができる手続きをしておく必要があります。	F (その他)	庁内他室課等で保有している情報を閲覧できるようにするという趣旨ではなく、当該室課で生活困窮や児童虐待のおそれがある世帯の状況を認知した場合、要保護児童対策地域協議会調整担当者へ速やかに情報提供いただくことを想定しています。
91	R3.1.13	メール	委員	P21	④市町村内部における情報共有の促進 ⑤ライフライン関係機関との連携 指標欄の実施件数とは、市町村内部で情報共有が必要な世帯について当該情報を有している内部組織や機関(民間会社等)から情報提供を受けた件数(世帯数)を計上するのかわ? ※市町村が電気、ガス等供給会社に情報提供を求めることは市町村側の守秘義務もあり実際上困難であると思われる。	F (その他)	御指摘のとおり、実際には民間企業からの情報提供は困難なところもあると思われまますが、平成30年に県から各団体へ情報提供を依頼する通知を發出しているところであり、今後も引き続き協力を求めてまいります。よって、素案のとおり記載します。
92	R3.1.20	メール	委員	P21	⑤ライフライン関係機関との連携 ・指標について (変更後)確認件数	A (全部反映)	御意見を踏まえ、情報提供を受けた「世帯数」と改めました。
93	R3.1.19	メール	委員	P22	⑥民間団体・企業等との連携 子ども食堂や学童など、子どもに関わるボランティアも加えたすべてのスタッフに研修が必要であると思ひます。 人権教育を受けずに成長したおとなも多いため、子どもの権利条約を含めた人権教育研修を期待します。	D (参考)	御意見として承ります。 要保護児童対策地域協議会の連携機関として民間団体等が明確に位置付けられたことから、スタッフやボランティアの研修について取組を進めてまいります。
94	R3.1.19	メール	委員	P22	②学校、医療機関、施設等における早期発見 H24~27年度に取り組んだCSP(コモンセンスペアレンティング)指導者養成講座の実績を教えてください。 また、指標に年1回以上とある意図は何か教えてください。 参加者が何人かに関わらず、1回開催すればOKということでしょうか。	D (参考)	・コモンセンスペアレンティング指導者養成講座の実績について、各年次の受講者はH24:52人 H25:38人 H26:34人 H27:30人となっております。 ・「年1回以上」の記載については、前期アクションプランの記載のままであり、何か意図したものではありませんでした。他の記載との整合性を図るため、記載を削除しました。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
95	R3.1.20	その他	委員	P22	②学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立 実状として、各種通知・研修会案内等の周知は例年行っているところである。指標について、研修や会議等における「情報提供」ということでよろしいか、また、「年1回以上」ではなく「複数回」としてはどうか。	B (一部反映)	御指摘・御意見を踏まえ、 ・研修の開催 ・会議や通知等による情報提供と改めました。
96	R3.1.13	FAX	委員	P22	③保育施設等の職員に対する研修等の充実 民間保育所等の場合、市町村要対協の個別ケースにかかるような虐待事案に関与した経験がないという施設もあり、自施設の子どもに事案が生じた場合に初めて要対協という組織との関係を知るのが実態であると思われます。 ケースによっては早急な対応が必要なものもあり得るので、具体的な関与の仕組みや施設としての役割等について、事例なども含めて研修することも大切ではないかと考えます。	B (一部反映)	県では社会福祉施設職員を対象とした児童虐待防止対策研修を毎年開催している他、広域振興局、市町村においても各種会議や研修を実施しているところですが、委員からの御意見を踏まえ、単なる情報提供にとどまらずより実践的な研修を志向し、その実施内容や方法を具体的に示すため、「事例検討や演習を含めた研修の実施により、児童虐待対応の資質向上を図る」に改めました。
97	R3.1.19	メール	委員	P22	④民間相談機関との連携の充実 ・令和元年度は取り組みが100になっていますが、関係団体とは具体的にどのような連携が行われたのでしょうか。	F (その他)	個別ケースの相談支援に関して、情報共有等を実施しております。
98	R3.1.19	FAX	委員	P23	(1) 機関連携及び体制整備 連携強化の関連で、「配偶者暴力相談支援センター等における虐待の理解促進と連携」の追加	A (全部反映)	御意見を踏まえ、項目を追加しました。
99	R3.1.20	その他	委員	P23	①学校・教育委員会との連携強化 ・「個別ケース検討会議」は県教委又は市町村教委主催か？ ・指標の「連絡会議」とは「個別ケース検討会議とは別のものか？」	F (その他)	・個別ケース検討会議の主催は、基本的には市町村の要保護児童対策地域協議会（市町村又は児童相談所のコーディネート）ですが、学校・教育委員会もその構成機関として主体的な参加が求められます。（学校からの要請で開催する場合であっても要保護児童対策地域協議会として開催する形となります） ・指標の「連絡会議」については、個別ケース検討会議に限らず、一部市町村では保健・福祉・教育等の担当者が定例で情報交換を実施していることから、そういった連携・情報交換の会議を含めております。
100	R3.1.8	メール	関係機関	P23	①学校・教育委員会との連携の強化 指標の「連絡会議」とはどのような会議を想定しているか。	F (その他)	個別ケース検討会議や一部市町村で福祉・教育等が定例実施している連絡会議等を想定しています。
101	R3.1.8	メール	委員	P23	②警察との連携強化 指標に「相互連絡票、転居連絡票の発出回数」を追記してはどうか。	A (全部反映)	御意見のとおり追記しました。
102	R3.1.13	FAX	委員	P23	③司法機関との連携の強化 「司法機関との連携の強化」→「捜査機関との連携の強化」 「司法機関」→「検察庁」	A (全部反映)	御意見を踏まえて改めました。
103	R3.1.13	メール	委員	P23	③司法機関との連携の強化 指標欄の「協同面接の実施状況」は「実施件数」（数値）で表記	D (参考)	事案によっては、必ずしも協同面接が実施されない場合もあることから、「実施状況」として、対応の打合わせを含めた連携の有無について指標としました。
104	R3.1.16	メール	関係機関	P24	(2) 市町村の相談機能と対応の充実 市町村にもDV相談窓口があるので、その連携についても記載があってもよいのではないか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、項目を追加しました。
105	R3.1.13	メール	委員	P24	(2) 市町村の相談機能と対応の充実 当市の現状：DV ケースについて、女性相談担当と協働して対応している。 意見：女性相談対応している市町村については、P26(3)⑦と同様の指標を盛り込んでもよいのではないか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、「DV相談担当・相談支援機関との連携強化」の項目を加えました。
106	R3.1.19	メール	委員	P24	①要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 ・前述P8の③⑤⑥への意見)の通り、担当者不在などによる対応の空白を生まぬよう、研修会の実施、担当者の確実参加が重要と思えます。 ・指標にある(年1回以上)(概ね3か月に1度)とする根拠を教えてください。	F (その他)	・研修の実施、担当者の参加については引き続き対応していきます。 ・協議会会議の開催回数については「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(平成17年2月25日雇児発第0225001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されているものです。
107	R3.1.8	メール	関係機関	P24	②個別ケース検討会議の開催 個別ケース検討会議は、ケースによって複数開催するケースもあれば、開催を要しないケースもある。指標の実施割合は何のために必要なものか。	F (その他)	個別ケース検討会議は、基本的にはすべてのケースにおいて開催されるものです。毎年、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議の開催数について県から照会しておりますが、月に1回も個別ケース検討会議を開催していない市町村が散見されております。要対協の肝は個別ケース検討会議です。各市町村の取組みを促進するため、管理ケース数に占める個別ケース検討会議の開催割合を示したものです。
108	R3.1.19	FAX	委員	P24	②個別ケース検討会議の開催 情報共有に関するルールの共通化が必要ではないでしょうか。個別ケース検討会議の実施基準、転出時等の情報提供方法等のルール化し、関係機関と共有が必要。よってこの取組主体は県も入るかもしれません。	D (参考)	個別ケース検討会議は、要保護児童対策地域協議会において管理しているケースについて、随時開催することとされているほか、転出入時の共通リスクアセスメントシート等の活用や初期アセスメントについて触れられています。県においては、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修において、講義・演習に取り入れており、今後も引き続き対応していきます。
109	R3.1.13	メール	委員	P24-25	・P24④虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底 ・P25③虐待通告後48時間以内の対応等児童の安全確認の徹底 - P24⑤24時間緊急対応体制の整備 - P25⑥24時間児童虐待相談対応の実施 虐待通告後48時間以内の対応による(等)児童の安全確認の徹底に関する表記が異なる。 P24⑤とP25⑥は別物であるが、表現が似ており、県民にとっては混同する等紛らわしい。	F (その他)	市町村と児童相談所とは対応する内容が異なることから、項目についても違う表記としておりました。 御意見を踏まえ、 P25③「～48時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施」 P24⑤「24時間児童虐待通告受付体制の整備」 P25⑥「24時間児童虐待通告及び相談への対応」と表記を改めました。
110	R3.1.13	メール	委員	P24	④虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底 当市の現状：実施に努めているものの、該当児童を特定できない事例もある。 意見：H30 検証報告提言を受けた、乳幼児ネグレクト通告にかかる48時間以内の保護者面接の目標は盛り込まなくてよいのか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、「乳幼児ネグレクトにおける保護者面接」の記載を加えました。
111	R3.1.19	FAX	委員	P24	⑤24時間緊急対応体制の整備 指標に「休日・夜間対応の実施市町村数」とした理由？	F (その他)	体制を整えることを意図したものです。

	受付日	回答方法	種別	該当ページ	意見の内容	反映状況	対応等
112	R3.1.13	メール	委員	P24	⑤24時間緊急対応体制の整備 当市の現状：対応していない。支援拠点補助金メニューを活用したとしても体制整備には至らない。 意見：何をもち「休日・夜間対応した」とするのかの基準を示してほしい。市町村が緊急対応とした場合、市町村に対する県の支援を併記してほしい。	F (その他)	・児童虐待通告への対応については市町村においても本来業務であることから、必要な体制を整えていただく必要があります。 ・休日夜間帯に虐待通告等があった場合、市町村によっては家庭訪問等の体制を整えることが困難である場合が想定されることから、「24時間児童虐待通告受付体制の整備」と改めました。 ・自機関による対応だけでなく、通告等の内容から児童の保護を要するなど緊急対応が必要と認められる場合には、児童相談所や警察等の関係機関への連絡などの対応が図られるよう項目を盛り込んでおります。
113	R3.1.13	メール	委員	P25	①専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化 配置数に係る取り組みの主体は本庁。児童相談所については外しても良いのでは。	F (その他)	配置数の取組については本庁の対応となりますが、OJTを含め、職員の専門性向上については児童相談所も主体となることから、引き続き記載します。
114	R3.1.19	FAX	委員	P26	(5) 社会的養育の充実 岩手県では「社会的養育推進計画」は策定済みですか。済であれば追加の必要はないか。	F (その他)	岩手県社会的養育推進計画は令和2年3月に策定しており、次期アクションプランにおいては児童福祉法改正等の趣旨や同計画の内容を踏まえ、被措置児童等の権利擁護や里親養育支援、里親委託や施設措置解除後の自立支援に関する項目を盛り込んでおります。
115	R3.1.13	メール	委員	P26	⑦ DV相談支援機関との連携強化 内容欄は「DVの情報共有や連携した相談支援を展開する」とあり、指標欄の「DV関連の児童虐待通告対応件数」では実態を反映しない。支援機関（DVセンター、民間団体等）に繋いだ件数を計上すべき。 また、内容設定がダブルバーレル設問である。測る指標は「情報共有件数」か「連携した支援実施件数」のいずれか。	B (一部反映)	配偶者暴力相談支援センターや民間団体等との連携を強化することを志向した項目であることから、「DV相談支援機関等との連携件数」と改めました。
116	R3.1.13	メール	委員	P27	⑦里親養育支援の充実 当市の現状：養育里親、親族里親委託児童のみ要対協登録している。 意見：県要対協から、市町村要対協あて、委託児童（管内里親に委託された児童、養子縁組里親委託児童等）登録の要否について基準を示してほしい。	F (その他)	委託児童については「要保護児童」に該当することから、管理ケースへ登録するものです。なお、養子縁組里親については、平成28年の児童福祉法改正において、児童相談所が相談支援を進めることが規定されたものであることから、支援要否については管轄児童相談所との調整により検討されるものと考えます。
117	R3.1.13	メール	委員	P28	4 虐待の再発を防止する 本文3段落（上から6行）目 「里親委託や施設入所の終了後も…」 →「終了後」ではなく「解除後」	A (全部反映)	御指摘のとおり、「解除後」と改めました。
118	R3.1.13	メール	委員	P28	④要保護児童対策地域協議会による支援の継続 当市の現状：児相からの通知が遅く、各指標について適時には把握していない。また、契約入所児童については、児相や施設から通知はないため把握していない。 意見：取組の主体に児相を併記し、名簿の提供等の役割を記載してほしい。	B (一部反映)	御意見を踏まえ、「委託里親在住市町村との連携」を盛り込みました。 なお、名簿提供については、「子育て短期支援事業」における里親への委託が来年度から実施されることから、同事業と連動して対応を進めます。
119	R3.1.13	メール	委員	P29	①里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援 当市の現状：措置解除後は児相での継続指導になることが多く、児相継続指導終了時にケース送致があった場合に当市が取組の主体になる。 意見：指標に「個別ケース検討会議参加数」を盛り込んでよいのではないか。	A (全部反映)	御意見を踏まえ、市町村：「個別ケース検討会議参加数」を盛り込みました。
120	R3.1.19	メール	委員	P29	③自立、就労の安定化支援 里親家庭から自立した子への里親によるいわゆる私的な支援（当初は私的なことから始まるが・・・）も『相談援助』と位置づけ、このアクションプラン後期には体制に組み込めるよう進めてもらいたい。	B (一部反映)	「私的な支援」をアクションプランに盛り込むことは、委託里親に私的な支援の実施を求めるニュアンスにも受け取られるおそれがあります。 里親養育等の家庭的養育における私的な関係は、虐待被害により大人への不信感を持つ児童にとっては有効な援助の1つであり、自立後も実親の元に帰ることができない児童にとっては第二の実家として関係が続く場合もあると伺っております。御意見を踏まえ、里親委託・措置延長や解除後の居住支援等について、その実績を指標に追加しました。
121	R3.1.20	メール	委員	Q_概要版	(2) 虐待を早期に発見する ・主要項目 ①の脇にある「1」を削除	A (全部反映)	御指摘のとおり修正しました。
122	R3.1.13	メール	委員	Q_概要版	4 次期プラン施策の主なポイントと対応する取組 (5) 新型コロナウイルス感染症「子どもの見守り強化アクションプラン」の視点と (6) 前期プランでの取組状況の達成度が低い項目等の強化と各項目の見直し の順を入れ替える。 5か年のアクションプランに、期間不明の新型コロナ感染症への対応の見守り強化プランのエッセンスを盛り込むのは後ろに回してよいと考える。 むしろ現行プランの弱いところ (6) を上位に挙げたい。 学校休業や外出自粛等による見守り機会減少への対策としての強化プランであり、コロナが近々終息するとかインフルエンザ程度の疾患になった場合、強化プランの週1回モニタリングを指標にしているのは過重である。	D (参考)	・「子どもの見守り強化アクションプラン」は、御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症対策の中で打ち出されたものですが、民間団体との積極的な連携など地域における見守り体制の在り方について示したものであることから、コロナ禍終息後も引き続き対応すべきものと考えます。 ・本県においては、学校休業等が限定的であったことから、児童の所属機関による適時のモニタリングが実施できている状況であり、それに加えて別途「週1回モニタリング」を課しているものではありません。
123	R3.1.20	メール	委員	Q_概要版	5 アクションプランの構成 4つの柱の下の・説明ですが、「・・・が必要」という表現では課題になってしまうので、プランの柱の説明になるように、「・・・努める、…推進する」等となったほうが良いのではないのでしょうか。	D (参考)	参考とさせていただきます。